

平成30年6月8日

放送倫理・番組向上機構（BPO）

放送人権委員会 御中

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

平成30年3月8日付の貴委員会決定第67号「沖縄基地反対運動特集に対する申立て」に関する委員会決定（※以下、委員会決定と言います。）を受けたあとの、当社の対応について、以下の通り報告いたします。

1. 委員会決定の社外公表について

委員会決定の公表後、下記の番組内で委員会決定の内容と当社コメントを伝える放送を実施いたしました。

記

[3月8日（木）]

- ・ 18:00～18:30 「TOKYO MX NEWS」
- ・ 20:56～21:00 「TOKYO MX NEWS」
- ・ 23:30～24:00 「TOKYO MX NEWS」

[3月9日（金）]

- ・ 7:00～8:30 「モーニングCROSS」

また、本年3月8日に以下の内容を当社ホームページへ掲載いたしました。（上記番組内で放送した内容も同様であります。）

「本日、BPO放送人権委員会より、のりこえねっと共同代表の辛淑玉氏から申立てがあった2017年1月2日・9日放送の情報バラエティ『ニュース女子』の沖縄基地問題の特集について、審理の結果、本件放送に名誉棄損の人権侵害があり、放送倫理上の問題があるとの勧告を受けました。当社は、この勧告を真摯に受け止め、現在進めている再発防止策を着実に実行して、信頼される放送の推進に努めて参ります。」

2. 委員会決定の社内周知・報告について

1) 全社員に対する周知

当社ホームページに委員会決定とコメントを掲載すると同時に、全社員に対しメールを用いてその事実を周知しました。

2) 経営幹部・局長・部長に対する周知

- ・ 3月13日（火）「放送現業会議（部長級会議）」において各部長に報告しました。
- ・ 3月14日（水）「経営会議（局長級・経営幹部会議）」において、各局長及び常勤取締役及び監査役に対して報告しました。

3. 放送番組審議会での取り扱いについて

平成29年5月16日、本件審理入り決定を受け、同年6月8日開催の「第219回放送番組審議会」において、当社編成担当常務取締役から審理入りした旨を、当社放送番組審議会に報告しました。以降、毎月開催される放送番組審議会において、審理の進捗状況に関し、報告を行ってきました。

1) 放送倫理検証委員会の委員会決定を受けて

本年1月30日に開催された、「第225回放送番組審議会」において、当社編成担当常務取締役から、平成29年12月14日に出された放送倫理検証委員会の「委員会決定」の概要を報告するとともに、同決定内容の詳細が書かれた書面を配布しました。

同時に、考査体制の対応状況、委員会調査担当委員を招聘した研修会の実施、3か月報告についても報告がなされました。

これに対し、各委員からは、

- ・ 総じて放送倫理違反というのは分かるが、なかなか厳しい判断ともいえる。
- ・ 考査が現実に対応していくことに関し、不安も感じる。
- ・ スポンサー側のスタンスに変更がないとして、局としてどのように対応していくか気になる。
- ・ 番組内の専門家の意見に対して、一つ一つ裏を取るのには難しさがあるのではと感じる。
- ・ 視聴者は鵜呑みにしてしまうので、慎重さが必用。少数意見を伝えるのもメディアの役割だが、線を引きすぎてしまうと役割を失ってしまう。

- ・ 一言一言を大切に、立ち位置をしっかりと認識しながら対応して欲しい。
- ・ 考査体制の基準を持ちながら、しっかりやる必要がある。人数だけの問題ではなく、基準と責任の関連も重要である。

などの意見が出されました。

また、局から放送番組審議会の委員に対しては、

- ・ スポンサー側には番組改善に向けて要望を出しているところである。
- ・ 放送倫理検証委員会の「委員会決定」が出た後のメディア各社の記事についての報告。
- ・ 同じく、放送倫理検証委員会の「委員会決定」後の当社における報道の内容についての報告。

などがありました。

局としては、放送番組審議会委員各位の意見を参考に、再発防止に役立てていきます。

2) 放送人権委員会の委員会決定を受けて

本年3月8日付の委員会決定については、翌日、放送番組審議会の各委員に対し、本件意見書を送付しました。

本年4月5日開催の「第227回放送番組審議会」において、委員会決定について、改めて当社編成担当常務取締役から、詳細を報告しました。委員会決定の内容、社外公表、社内周知等のほか、今後の対応として、放送人権委員会の委員を招聘し、社内研修会を行い、社内で検証した結果及び再発防止策などを含め6月上旬に委員会宛報告予定となっていること、また、申立人側とも、当社代理人弁護士を介して協議を行っていることを報告しました。

放送番組審議会の委員からは、委員会決定に対する申立人の反応について質問があり、会社側より、申立人側は、委員会決定について感謝し、評価する旨をコメントされている旨報告しています。委員からは、これ以上の特段のご質問やご意見等は頂いておりません。

引き続き、放送人権委員会への報告が了承されるまで、番組審議会でも進捗を報告することになっています。

4. 当社において番組「ニュース女子」の放送を終了したことについて

当社では、番組『ニュース女子』について、本件の問題が発生した当初より、表現上の問題を看過したとの認識があったことから、考査体制の見直しを重点的に検討しました。その一環として、完パケチェックを早期に実施するため、制作から納品までのスケジュール

ルを見直すことを、制作会社に申し入れていました。

また、今後の対策として、表現上の問題に加え、演出上の問題もあると考え、番組の企画から早期の段階で当社が制作に関与することを社内で検討していました。

更に、平成29年12月14日に放送倫理検証委員会の「委員会決定」が下され、同決定では、番組内で取り扱った事象に関する十分な裏付け取材が不足していたとの指摘を受けたことから、同番組の継続及び地上波における当社の放送責任を全うする上で、番組の企画・制作の初期段階から直接当社が関与することが必須との判断に至り、制作会社及びスポンサーに対し、以下の申し入れを行いました。

- ① 当該番組の制作主体を当社とし、当社が制作プロデューサーを派遣する。
- ② 番組内容や演出方法を全面的に変更する。
- ③ 報道番組と誤解を受ける『ニュース女子』という番組タイトルを変更する。

しかしながら、最終的に両社間の協議が不調に終わったため、やむを得ず本年3月末を以て当社での放送を終了するという結論に至りました。

5. 再発防止策について

1) 考査体制の問題点の検討

本年3月8日の委員会決定を受け、当社内における当該番組に対する考査及び当該番組を放送した経緯について、編成部及び考査部を中心に関係者へのヒアリングをはじめ、関係者間で協議を行いました。

当社においては、委員会決定で指摘を頂いた以下の2点について、当時どのような判断があったのか、判断について間違いはなかったのか、間違っていたとするならば今後どのように対応していくべきかなど、各々について関係者間で十分討議しました。その結果について以下に記載します。

① 摘示事実A

申立人は過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動を職業的に行う人物で黒幕である。

本番組の放送前における考査の段階では、スタジオトークにおける申立人に関する言及は、反原発や反ヘイトスピーチ等への継続的な関与を示すものであると理解し、VTR部分における一部の過激な基地反対運動と関連付けて理解することができず、申立人の名誉を毀損し得る表現であることに気づくことができませんでした。その主な原因は、スタジオトーク部分に挿入されたテロップ「『のりこえねっと』“辛淑玉、は何者?”、「反原発、反ヘイトスピーチ、基地建設反対など・・・職業的に行ってい

る！？」、「沖縄・高江ヘリパッド問題 反対運動を扇動する黒幕の正体は？」を完パケで確認せずに考査の判断を出したことにあると考えられます

更に、人権団体の共同代表である申立人の名前を挙げた上でその「名前の書かれたビラ」という発言により、視聴者が「黒幕」への結び付きを想起してしまうという点を見逃してしまいました。

② 摘示事実B

申立人は過激で犯罪行為を繰り返す基地反対運動の参加者に5万円の日当を出している。

「日当」と「交通費相当」という表現が、正確に使い分けられておらず、混用されていたことについて、経費として扱うならば両者で意味的に大きな違いはないとの認識を持ち、また、一般の視聴者においても本番組内で紹介されたパンフレット記載のとおり理解するであろうと安易に考え、看過してしまいました。その結果、人権団体が拠出したのは交通費の補助であったにもかかわらず、日当相当との誤解を視聴者に与えてしまいました。

そのうえで、上記①と同様に、完パケでのスタジオトーク部分のテロップを考査時に確認する体制が取られていなかったことにより、一般の視聴者はスタジオトークでの発言に沿って交通費の財源は分からないと理解するものと考え、申立人の「名前の書かれたビラ」の発言が、人権団体の共同代表である申立人の名前を挙げて「何者？」とするテロップの表記から「日当」を出しているのは申立人であると想起させることになった部分を見逃してしまいました。

以上のような注意と配慮を欠いたために、本番組について、申立人をはじめとする多くの沖縄基地反対運動に参加される方々を含む諸方面から批判を受ける内容の放送をしてしまい、当社としてあらためて大変遺憾に思っています。

2) 考査体制の強化

ア 組織変更及び人員補強

本番組放送後の検討、放送倫理検証委員会の「委員会決定」が出された後の検討、及び上記1)の検討の各結果を踏まえ、当社は、従来、編成局編成部内に考査担当を置き、考査の作業を行っておりましたが、平成29年7月に編成局考査部を新設し、考査担当者を増員するとともに、持ち込み番組の考査を含む考査指針を明文のものとして策定し、考査体制の強化を図りました。

更に、本年4月から30代～50代の社員2名を増員し、考査業務経験のある業務

委託者1名を含む5名体制としました。(※更に体制強化を図るために、増員を計画中です。)

また、自社制作番組はもとより、全ての持ち込み番組を考査し、人格否定、人種差別及び人権侵害等、特に疑義がある箇所については考査部員5名全員で確認を行った上で制作者に対し修正を依頼しています。

イ 考査手順の抜本の見直し

考査の手順として強化策を講じたのは、テーマなどの企画段階をはじめとして、考査用DVDのオフライン考査も積極的にを行うほか、テロップが入った完パケ考査の徹底を図ることにあります。

内容に関する考査は、引き続き慎重かつ厳格に実施していくこととしています。番組内の発言内容のみならず、テロップ等の画面表示に関しても注意深く考査し、確実な裏付けのない表現については放送しないよう、制作側に要請を行っております。

考査部内では 委員会決定を受け、更に意見交換を行い、政治的に意見が分かれている 時事性を含む事案、国籍や民族に関する内容を含む事案では、考査に関し一層留意を要することを相互に確認し、日々継続的に情報収集を怠ることなく遂行することとしました。

特に、

- ① 出来るだけ多様な意見を提供しているか？
- ② 個人の論評内で事実確認が必要な情報に関しては、独自に調査した上で、客観性を欠いていないか？
- ③ 意見の対象となった人物、法人等に対して著しく品格を欠く言動はないか？

等を中心に、「法令」や、「規則」等で明文化されていない倫理的観点において、一層考査で配慮すべき重点項目としました。

更に、番組全般を考査する際に、俯瞰的な観点からも十分検証した上で、視聴者の受ける印象も考慮し、適宜、改稿、削除要請を行うこととしています。

ウ 関係者の意識改革

以上の再発防止策を実効性のあるものとするため、考査部員をはじめとする編成関係者の意識改革として、考査は番組制作の自由を守る最後の「砦」となるという自覚、「伝える情報の正確さの追求、裏付けの徹底、偏見の排除」を徹底する、解決しない場合は毅然とした態度で放送を見合わせるなどの凜とした矜持を持つことをあらためて意識していきます。

更に、現場の判断として迷うようなデリケートな政治問題や社会問題などは、考査部の判断だけでなく、必要に応じて局長、あるいは、それ以上の役職のものが社会情勢等に照らして確認、判断することの徹底を図っていきます。

部員個人の能力や資質についても、社外で開催されている月二回程度の研修会等へ積極的に参加、スキルアップを図っていきます。ネットスラング等の新しい侮蔑的表現についても、考査部で週一回行う会議において情報共有をおこなうことを始めました。

何より、放送法、放送基準に準拠し、一段と踏み込んで考査業務を行うよう、考査体制の再構築を図っています。（※更に、考査状況を定期的に経営上層部に報告することを検討しています。）

以上のような再発防止策を徹底することで、非常にデリケートな問題についてはより慎重を期すといった番組チェック上の心構え、体制が整ったと思います。デリケートな問題であるから触らないというのではなく、より慎重に、より正確に誤解のないような取材と確認を行い、今後に役立てたいと考えています。

6. 報道特別番組について

放送番組審議会の意見書内でも示されていましたが、当社が独自に取材及び制作を行った番組については、約半年間の制作期間（現地取材を含む）を経て、報道特別番組「沖縄からのメッセージ～ウチナンチュの想い～」として平成29年9月30日に放送しました。

◆番組名：報道特別番組「沖縄からのメッセージ～ウチナンチュの想い～」

◆放送日時：平成29年9月30日（土）19：30～20：45

◆番組内容：

<制作主旨>

- ① 沖縄県の米軍基地に関しては容認派と反対派がおり、その両方を取材し、各々の主張とその背景を浮き彫りにすること。
- ② 現地取材を中心に、多くの方々にインタビューし、その生の声をお伝えすること。
- ③ 局及び制作者の感情、感想、想像等事実以外のコメントを一切入れないこと。
- ④ 結論ありきではなく、現状をそのままお伝えすること。
- ⑤ 基地に隣接する地元の方々の意見を多く取り入れることにより、皆様の言葉を通じて実際はどうであったかの事実と実情を知って頂くこと。
- ⑥ 沖縄県民の辿った歴史が本土の歴史とは異なり、沖縄県民独特の感情があること。

以上の主旨に基づいたドキュメンタリーとし、放送に関しては、スポンサーをつけず、ノーCMで放送することを決定し、現地ロケハン及びロケに臨みました。

現地での取材は、既に当社への反対運動が行われている状態であったため、取材拒否など困難を極めました。多くの県民の方々の「沖縄の実態を本土の人にもわかってほしい」とする期待もあり、結果的に望外の取材ができたことには、感謝申し上げる次第です。

更には、容認派の方々が声を上げにくい状況もあり、一部のインタビューではモザイク処理、声の加工及び匿名などを条件にせざるを得なかった状況は、本来、我々の意図するものではありませんでしたが、実情を視聴者にご理解いただくために、あえて取り入れて放送させていただきました。

取材及び現地での撮影は、平成29年4月下旬から7月にかけて数度に及び、その間にも構成台本の書き直し、再編集等を繰り返し、8月初旬に試写を行い、社内の複数の声に基づき、再構成、再編集に臨み、9月30日に放送しました。

上記番組で特に注力した点は、沖縄駐留米軍基地問題の当事者である沖縄県民の率直な声をお伝えすること、多くの沖縄県民が米軍基地に反対する背景を本土の方にも理解していただくことにあります。そのため、沖縄の米軍基地反対運動という「今」を伝えるドキュメンタリーでありながら、沖縄県が琉球王国と呼ばれた明治時代より前まで遡り、本土と同じ日本でありながら、本土とは全く異なる歴史を辿ってきたことを伝えることに留意しました。特に、太平洋戦争末期に日本で唯一地上戦が行われたこと、本土決戦を遅らせるために沖縄戦が長期にわたり多くの県民が犠牲となったこと、戦後米軍統治下に置かれたこと、返還後も本土とは程遠い経済状況が長く続き県民の生活が向上せず、本土との経済格差を強いられたことなど、米軍基地反対運動以前に、沖縄県民の抱える本土への不満を本土の人たちにも知ってもらいたいという県民感情を優先して構成しました。

一方、沖縄県では郊外で過疎化と産業の停滞から就労人口が減りつつあり、各自治体においても住民の生活維持が大きな問題となっています。このため、名護市であっても、キャンプシュワブのある辺野古周辺住民は、普天間基地の辺野古移設に対して住民への生活保障を条件に受け入れを容認しています。同様に、国頭郡東村では、自治体が米軍のヘリパッド移設を受け入れました。騒音や事故などと隣り合わせとなる住民にとって、米軍基地の存在は危険ではありますが、経済的な事情からやむを得ず受け入れを決めた自治体の長の苦渋の判断も取材し、沖縄県の抱える問題の一端を本土の方々にお伝えしています。

平成29年10月に行われた放送番組審議会において、上記番組を審議し、各委員より公正公平な取材に基づくドキュメンタリーであり、放送番組審議会の要請に応えたものとして認められることから、本件については「一応のけじめとされるものである」旨見解を得ております。

7. 平成29年2月27日付「当社見解」についての対応

当社では、問題となった平成29年1月2日及び9日に放送があった後、あらためて制作会社からの取材とリサーチに基づくものであるとの報告の裏付けをとるため、本番組で扱われた一連の事項に関し、主に新聞等での報道を中心に調査し検証しました。その結果に関しては、放送倫理検証委員会あての報告書にある様に、ほぼそれらを真実と思わせる合理的蓋然性があると判断し、平成29年2月27日の当社見解において「放送法、放送基準に基づくものであった」としたものです。

しかしながら、平成29年12月14日、放送倫理検証委員会より「委員会決定」を受け、関係者間で、同委員会決定の内容を再度よく読み、どのような点について我々が委員会判断を受けることになったのか、あらためて2か月にわたり議論しました。その過程では、平成29年2月27日の当社見解の妥当性についても検討していました。その結果、「ニュース女子」という番組名から報道番組であることが想起され得ることから、番組で扱った事象に関しては、一つ一つより踏み込んだ裏付けを求めるべきであったにもかかわらず、当社としてこのような前提からの番組に対するチェックが不足しており、見逃した項目もあるとの結論に達しました。

また、沖縄の基地問題を扱う場合は、反対運動に参加する方々が多岐にわたるところ、本番組では平和的に反対運動を行う方々までも包括して暴力的であるかの如く取り扱ってしまったことに対し確認が疎かであったこと、たとえバラエティ番組であったとしても、番組内で扱う言葉遣いで第三者を卑下したり、あざ笑うような表現を看過してしまったことにつきましても、平成29年2月27日の当社見解においてその表現ぶりについて遺憾の意を表明したところではありますが、当社における考査上の問題点として、認識を新たにしたところであります。

平成29年2月27日付で公表しました「番組『ニュース女子』に関する当社見解」において「対象番組は放送法及び放送基準に沿った制作内容であった」との内容に関しては、以上のような検討を経て、当社の考え方に誤りがあったという結論に至ったものであり、放送倫理検証委員会及び放送人権委員会の各意見に対する当社の回答にも沿わないことから、当社ホームページより本年3月9日を以って削除致しました。

なお、平成29年2月時点では、新聞各社を初め、当社がスタンスを公表しないことに対してかなりの批判が集中しており、当社としても放送倫理検証委員会における審議中であることは重々承知しておりましたが、止むを得ず見解を公表した次第であり、また、委員会決定が出るまで、当社としては答弁書等の提出書面の内容を維持していたため、その間掲出が続いていたものです。このような事情についてご理解を賜りたく、また、遅きに失した感もありますが、お詫び申し上げます。次第です。

8. 研修会の実施

1) BPO放送人権委員会との研修会

- ・日時 : 平成30年4月27日(金) 14:00~15:45
- ・参加者 : BPO放送人権委員会~坂井眞前委員長、奥武則委員長、白波瀬佐和子委員
BPO事務局~三好専務理事、北條統括調査役、大塚調査役

上記のBPO放送人権委員会の新旧委員長をはじめとするBPOの皆様をお招きした研修会には、社員及び関連会社社員約110名が参加しました。研修会では、まず坂井前委員長から今回の決定内容のポイントについて詳しく解説をいただき、奥委員長と白波瀬委員からも補足説明やご意見をいただきました。

この後の質疑応答では、社員から「個人や団体について批判的な内容を伝える事になった際、どのような場合が人権侵害にあたるのか」といった質問がされ、委員の皆様からは「前提となる事実があった上でも、人格攻撃となるような表現は認められない」「批評・批判はできる限り認められるべきだが、根拠となる事実が大切である」といったご意見をいただきました。

このほか、最近のテレビ報道等での話題から人種差別に対する意識変化やセクハラ問題に対するご意見も伺いました。

2) 東京法務局人権擁護部の講師による社員研修会(審査部)

- ・日時 : 平成30年6月1日(金) 10:00~11:30
- ・参加者 : 東京法務局人権擁護部 岩田豊彦課長

東京法務局人権擁護部から講師の方をお招きして、人権問題、特に外国人の人権案件を中心に研修を実施いたしました。社員及び関連会社社員105名が参加いたしました。

前半部分では平成28年度人権啓発教材「外国人と人権~違いを認め、共に生きる~」を社員で視聴、その後に東京法務局人権擁護部の岩田課長による解説を、レギュメと冊子により受講しました。

人権全般の概要説明後、ヘイトスピーチに関する課題について重点をおき理解を深めました。質疑応答では、一般的な人権問題や外国人に対する日頃の注意点の質問がなされ、SNSでのヘイトスピーチ拡散や中傷の実態を踏まえ、社会人、特にマスメディアに従事する者としての心がけや、相手を思いやる姿勢が大切であるというご意見も頂きました。

海外の相手との交渉や契約締結には先方の文化や風習を理解のうえ、ビジネスを進めることや、また社会情勢や風潮に適合した対処を組織として検討していくことも必

要であるという意見も伺いました。

9. その他

委員会決定を受け、当該番組を放送した責任として、関係する役員（会長、社長、専務、担当常務）が平成30年4月分及び5月分役員報酬の一部を自主返上しました。

局長以下関係した社員については、今後、就業規則等に則り別途、処分が決定される予定となっています。

このたびは、人種や民族に関する配慮を欠いた内容、表現を含む本番組を放送したことにより、申立人辛淑玉様の心情を傷つけ、多大なご負担をお掛けましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、持ち込み番組といえども、人権に関する「放送倫理基本要綱」や「日本民間放送連盟放送基準」を遵守し、人種や民族を取り扱う際には十分かつ慎重に配慮するなど、再発防止策を推進してまいります。

なお、申立人とは委員会決定を受けたのち話し合いを継続中のところであり、当事者間における解決に向けて協議を進めておりますことを併せてご報告いたします。

最後になりましたが、平成29年1月より、BPO放送人権委員会の関係の皆様には、今日に至るまで、長期にわたり本件に時間を割いていただき心より感謝申し上げます。

以上